

法人文書部分開示決定通知書

総法文 34号

平成31年4月10日

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史 殿

国立大学法人東北大学



平成31年3月11日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	別添のとおり
開示しない部分及び一部を開示しない理由	別添のとおり
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 <input type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	法人文書の種類・数量等：A4判 白黒文書 両面119枚、片面17枚 開示実施手数料：(写しの交付) 2,250円 《内訳》 複写費等 ・複写費(A4版白黒文書1枚につき10円)：255枚×10円=2,550円 開示請求手数料から複写費等を差し引き、不足額が生じた場合に開示実施手数料の納付が必要です。 300円(1件×300円) - 2,550円 ⇒ 2,250円 開示実施手数料の納付は、ご持参いただく場合のほかは、郵便書留で現金を送付いただくか、銀行振込(七十七銀行本店 普通 7518749 国立大学法人東北大学)でお支払ください。
大学において開示を実施できる日時及び場所	写しによる開示を希望しているため、記載を省略しました。
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	写しの送付準備は出来ておりますので、開示実施手数料の納付をお願いします。
備考	この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三か月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。